

宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号（平成19年8月31日）

宮城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の施行については、広域連合長が取り扱う個人情報の保護の例による。

附 則

この規程は、平成19年8月31日から施行する。